

四国地区土地政策推進連携協議会規約

(名称)

第1条 本会は、四国地区土地政策推進連携協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号(令和4年4月27日改定)。以下「所有者不明土地法」という。)」の適正かつ円滑な施行を図るとともに、地方公共団体が行う用地業務、地籍調査等の土地政策を推進するため、関係する行政機関及び団体が連携することにより、もって当該業務の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 所有者不明土地法の施行に関する情報共有及び支援
- 二 前号に掲げるもののほか、所有者不明土地問題の解決に関する情報共有及び支援
- 三 地方公共団体等の用地業務、地籍調査等の円滑な遂行のための情報共有及び支援
- 四 その他土地政策の円滑な遂行のための情報共有及び支援
- 五 前各号に関する相談体制(ネットワーク)の構築、相談窓口の設置

(構成員等)

第4条 本会は、別表1に掲げる会員及び協力会員(以下、「構成員」という。)並びに準会員をもって構成する。

- 2 協力会員は、本会の求めに応じて、専門的知見をもって助言等を行う者とする。
- 3 準会員は、総会で参加を認められた者とする。

(会長)

第5条 会長は、国土交通省四国地方整備局長をもってこれに充てる。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 会長に事故等があり職務を遂行することができないときは、あらかじめ会長の指名する者が職務を代行する。

(総会)

第6条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、構成員をもって構成する。

- 2 通常総会は、原則として毎年1回会長の定める時期に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。
- 4 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。
- 5 総会は、必要に応じて書面により開催することができる。
- 6 総会は、次の各号に掲げる事項を決定する。
 - 一 本規約の改正
 - 二 構成員等の加入・退会

三 幹事会から提出された議案

四 その他重要な事項

(幹事会)

第7条 総会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成し、必要に応じて会長が開催する。

3 会長が必要と認めるときは、幹事以外の者に出席を求めることができる。

4 幹事会は、四国地方整備局用地部用地補償・土地調整管理官が座長として主宰する。

5 幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 本会の活動内容の調整及び執行に関する事項

二 総会に提出する議案に関する事項

三 総会が幹事会に委任した事項

四 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する事項

(分科会・作業部会)

第8条 本会は、第3条に掲げる事項に関する事務を行うための分科会又は作業部会を設けることができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、四国地方整備局用地部用地企画課に置く。

2 事務局は本会運営のための事務を行う。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成31年2月7日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年8月5日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年6月5日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年5月18日から施行する。

別表1(第4条第1項関係)

四国地区土地政策推進連携協議会 構成員等名簿

一. 会員

国の機関

機関名	摘要
国土交通省	
法務省	
財務省	
農林水産省	

県の機関

機関名	摘要
徳島県	
香川県	
愛媛県	
高知県	

二. 協力会員

団体名	摘要
四国弁護士会連合会	
日本司法書士会連合会四国ブロック会	
日本土地家屋調査士会連合会 四国ブロック協議会	
四国不動産鑑定士協会連合会	
一般社団法人日本補償コンサルタント協会 四国支部	
日本行政書士会連合会 四国地方協議会	
公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会	
公益社団法人香川県宅地建物取引業協会	
公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会	
公益社団法人高知県宅地建物取引業協会	
公益社団法人全日本不動産協会徳島県本部	
公益社団法人全日本不動産協会香川県本部	
公益社団法人全日本不動産協会愛媛県本部	
公益社団法人全日本不動産協会高知県本部	

三. 準会員

国の機関

機関名	摘要
林野庁	

市町村

徳 島 県				
徳島市	鳴門市	小松島市	阿南市	吉野川市
阿波市	美馬市	三好市	勝浦町	上勝町
佐那河内村	石井町	神山町	那賀町	牟岐町
美波町	海陽町	松茂町	北島町	藍住町
板野町	上板町	つるぎ町	東みよし町	

香 川 県				
高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市
さぬき市	東かがわ市	三豊市	土庄町	小豆島町
三木町	直島町	宇多津町	綾川町	琴平町
多度津町	まんのう町			

愛 媛 県				
松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市
西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市
東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町
内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町

高 知 県				
高知市	室戸市	安芸市	南国市	土佐市
須崎市	宿毛市	土佐清水市	四万十市	香南市
香美市	東洋町	奈半利町	田野町	安田町
北川村	馬路村	芸西村	本山町	大豊町
土佐町	大川村	いの町	仁淀川町	中土佐町
佐川町	越知町	檮原町	日高村	津野町
四万十町	大月町	三原村	黒潮町	

別表2(第7条第2項関係)

四国地区土地政策推進連携協議会 幹事会名簿

機関名	担当部局	摘要
国土交通省	四国地方整備局用地部 建政部	
法務省	高松法務局民事行政部	
財務省	四国財務局管財部	
農林水産省	中国四国農政局 経営・事業支援部	
徳島県	県土整備部	
香川県	土木部、環境森林部、農政水産部	
愛媛県	土木部	
高知県	土木部	